

第2回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成30年6月28日（木） 15：00～17：00

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4階第2会議室

3 出席者

(1) 委 員 中川委員長、下澤委員、上田委員、佐々木委員、藤田委員、大島委員、有田委員、鈴木委員（順不同）8名出席

(2) 鳥取市 （協働推進課）福島課長、宮崎課長補佐、西尾係長、平野主事、細川主事

(3) 傍聴者 なし

4 議 事

協議事項

①市民活動の推進について

(事務局)

【資料1】説明

(委員)

審査会に出席した。非常に前向きに考えておられて、持続可能な地域づくりという視点から、地域の防災エネルギー、電気エネルギーという視点でどういう風な係わりを持てばいいのかということで幅広く活躍されている様子がわかった。非常によかった。

(事務局)

全体的話になってしまうが、近年スタート型の応募がない、ステップ型の応募も年々減ってきている状況がある。このことについては審査会の報告の中に、以前は書類審査のみだったが平成29年度から団体に直接話を聞く審査に変更したため、申請件数が減ったのではないかという意見もあった。団体からは、鳥取県にも似たような制度があるということとか、この制度が通算して3回までしか利用できないという制限もあるが少ないのではないかという声も届いている。この制度は平成16年にできてその都度社会情勢や団体のニーズを

考えて改正していったものだとは思いますが、応募が減ってきているということで、今後ボランティアセンターの運営委員会で団体の声を聞くなどして現在の制度がニーズにあっているのか考えていきたい。その結果をこの委員会に報告させてもらって制度について調査研究をしていただければと思っている。

(委員長)

申請団体数の件については、鳥取県でトットリズムという名前で補助金を出していて、そちらは書類審査なので一つはそれかなと思っているが、県がやっているのも市としてなくすという単純な方向性でないほうがいいと思う。あとは、市民活動センターがどのくらいNPO等の団体の情報を押さえているのかというのはそろそろ回られたほうがいいと思う。新しくできている団体や、補助金の額のニーズを調べられたりして母集団を増やされたほうがいいと思う。

②地域組織のあり方検討について

(事務局)

【参考資料1、2】説明

鳥取市教育委員会からの諮問答申があつたがそれに加え、現在文科省の中央教育審議会が公民館、美術館、博物館について、教育委員会所管から首長部局に移管するというところ、さらに言えば指定管理者制度等の民間の活力導入も検討がなされているところである。最近作業部会の方で一つの方針が出て、社会教育の領域を担保することを前提に首長部局、あるいは規制緩和に向かうことも積極的に考えていかないといけないという方針が出されている状況。

(委員長)

何か今の資料について意見があるか。

(委員)

社会教育委員会議の議論がまちづくりガイドラインにどういった影響がでるのかが気になった。この附帯意見と我々がやろうとしていることとの関係をもう少し補足していただけると、これを参考に進めていくこともできると思った。進める上で、従前の公民館の法律の位置づけがあるとか明確にしていればと思う。

(事務局)

現在検討している地区公民館の活用の基本方針を中心にしたことになろうか

と思う。指定管理者制度の導入の検討については避けては通れないと思うが、会議では公民館の現場を代表している方が委員として出ておられる関係もあって慎重になっている。市長部局としては社会教育機能が担保されているのであればその経営の手法はある程度の自由度を持って検討してもいいのではないかと考えている。他の事例も含め、モデル地区でどういった可能性があるのか、確認する必要はあると思う。検証して十分やっていけそうだと確認したうえで議論をさせていただきたいと思っている。

(委員長)

大局的な流れとしては、社会教育機能は残しつつもでき得る可能性に関しては真摯に取り組んでいくと、市としては内部的に調整しているということで我々は認識したらいいか。社会教育機能は残すということでハードとソフトは分けて考えるという態勢で我々は臨んでいけばいいという事か。

(事務局)

【資料2】説明

(委員長)

流れとしては、モデル地域をしながら必要な制度やルールを庁内で調整することに加えて、モデル地域で話をしてもらって役割を決めていき、手が上げた地区を対応していくという理解でよいか。

(委員)

シミュレーションについて3地区程度となっていて、今のところ佐治と宮下だが、その2地区だけで足りるのか心配。佐治は田舎で人口も少ないところで、宮下は旧鳥取市のほうで運営の仕方も違うのではないかと思う。2地区で大丈夫だろうか。

(事務局)

当初は3～5地区を考えていた。今時点においては2地区だが、今全地区にフィールドワークをやってみたいところがないか聞いており、できれば5地区程度やっていきたいと考えている。

(委員)

地区ごとに、組織のあり方、資金のあり方、運営のあり方が変わってくると思うが、全体をみて判断して1つにまとめるという感じか。

(事務局)

最終的に1つの標準形にするということは大変難しいと思う。市長は一律にやれという考えは持っていない。地域運営型の指定管理者制度の導入についても、全部の地域でやるという形ではなく、そういう力があって組織的にもやっていけるところからやってもらう形でイメージしている。

(委員)

こういった資料は初めて見た。やはり話をする上で根拠がないと話が進まない。大変参考になった。まちづくり協議会の事業推移と運営状況を見ると、混乱が生じていると思う。地区ごとに課題についての認識が違うということと、それぞれの地域でまちづくり協議会の位置づけが違うからだと思う。側面的支援をするのがまちづくり協議会の役割なのに、全部やるから負担になっている。そのあたりは明確にしておかないといけないと思った。地域の現状に合わせて3つか4つのパターンを組んで例示しないと難しいと思う。

(委員長)

構成員の多くが単年で変わってしまうということがあるので、そのへんを例えばガイドラインを作る時には注意しないといけない。

(委員)

これから進めていくにあたって、色々なパターンがあってもいいということだが、大枠はある程度決めておかないといけないかなと思う。

(事務局)

現時点においていくつものバリエーションがある中で、自力に劣るところが無理矢理やって寿命を縮めるようなことはやめたい。最終的にこれが理想形だという風に持っていく中での経過措置という考え方。その中でより有効な支援の仕方があったらステップアップするということも見つかるかもしれない。

公民館運営委員会は、公民館条例の施行規則に各公民館に作らないといけないと書いてある。仮に公民館運営委員会を作らないといけないという条文を、他の団体で同等の機能がまかなえるのであればあえて作る必要はないという記載に変える、といった可能性を庁内や地域で具体的に議論していけたらと考えている。

(委員)

公民館職員の話だが、やめる人がたくさんいて定数に足りていないという状況。職員の任用形態が平成32年から変わっていくということになった場合、ある程度職の幅を選べる形のようなものはできないか。公民館職員は市の職員という風に見られたりして嫌だという人もいるので、そのへんも魅力的な施策を考えておいたほうがいいのではないか。

(事務局)

公民館によっては人数を1人減らして残りの職員をフルタイムにしたい、あるいは子どものいる人が働きやすいように時間を短くしたいなど、いろいろな希望を持っておられる。今の公民館職員の勤務状況が4週116時間で週にすると29時間。非常勤職員は職員課が統括している状況にあり、特定の職のみ何パターンか作り、地区によって運用を変えるのは難しい。一方で、公民館の地域での運営という可能性もあり、館長を含めた人件費を地域に渡すので雇用形態は地域で考えて下さい、ということができるのであればもっと柔軟な対応も可能になると思う。そのあたりの可能性を探っていけたらと思う。

(委員)

公民館職員には男性が少ない。男性が生活を支えるという考えはよくないが、例えば週40時間働いてもっと生活できるようにすれば人が増えて来て男性も増えて来るのではないか。

(事務局)

今回の地方公務員法の改正の一環で、施行が平成32年4月ということだが、副業は可能と国は言っている。現在は職員の副業は基本的に認められておらず、時給として公民館職員はそれなりの額にはなっているが、勤務時間はフルタイムではない。平成32年4月からは副業可能になってくるとは思うが、その事と時間外勤務をどうしていくのかということは整理していかないといけない。

(委員)

地域を大事にするのであれば、市の職員の中で手を挙げれば、主要な公民館に派遣して仕事ができるような取り組みなど考えられないか。また、社会教育主事のような質の高い職員がいるともっと地域が活性化していくのではないかと思っている。ネットワーク力もないといけないし、どういう働きかけをすれば地域が活性化するのかといった企画力のある方でないといけない。

(委員長)

全国的な問題になっている。公民館にアンケートをとって地域の声を職員課に伝えていかないといけない。究極的にいうと、あなたの子どもを公民館に就職させるか、という話をしたほうがいい。自分に関係のある話として把握してもらわないといけない。職員課へしっかり数字にして伝えないといけない。

具体的なシミュレーションとして、公民館運営委員とまちづくり協議会が重複していない場合、予算を一本化したらその執行はどうするのか、具体的な手続きが新しいルールでも使えるのかといったことは検証しておいたほうがよいと思う。何年かかけてやっていくので注意点や経過は文書として残して、資料ベースで紐づけできるようにして引き継いでいくことが必要。また、ルールを見直していく仕組みも同時に入れておく必要がある。

(委員)

公民館運営委員会はどんな仕事をしているのか。自分の地区は、公民館祭りの準備と片づけのみ。公民館運営委員会とまちづくり協議会を一緒にすると、公民館職員の事務量が逆に増えるのでは。

(委員長)

豊岡では、それが起こらないように、事業仕分けというか、各地域の会議やイベントの年間スケジュールの一覧表を作っていた。先日のモデル地区とのうち合わせでは、まず棚卸をしようということをした。棚卸と事業仕分け、あるいは優先順位の設定をしっかりとフィールドワークの中で議論をしていく。事業を増やすのであればどれか減らしていかないといけないと思う。

(事務局)

公民館施行規則の第5条「公民館事業の円滑な運営を図るため地区公民館に運営委員会を置く」、2項は「前項の運営委員会の委員の定数は原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する」としか書いておらず、円滑な運営を図るために会議として審議するのか、事業の実施に関わるのか、地域によって異なると思う。

(委員)

住民に公民館運営委員会から何も知らされていない。何をやっているのかわからない。公民館職員の定年は、今は70歳なのか。

(委員長)

なり手がいない、退職後の人に頼みやすいというのがある。

今の流れでモデル地区に出向き、その都度委員会で報告、情報共有する方向でいきたい。フォーラムは、年末か年明けにフィールドワークの結果も含めて、それに対してアドバイスなのか事例紹介なのか、あるいはモデル地区の方々を招いて話をするか。事務局で講師の選定・内容など案をまとめてほしい。

(事務局)

フォーラムを開催するなら別途予算枠があるので、その中でフォーラムの実行委員会という形で別途集まっていたくこともできると考えている。

(委員)

モデル地区の呼びかけについて、指定管理者制度についてよく説明してほしい。うちは金もうけできない、と尻込みされると思う。

(事務局)

その事に関しては、可能性の検証をしていくということで申し上げている。声かけは引き続きしていきたい。

モデル地域との話の中でも、指定管理になったら予算の総額が減っていくのではないかという印象があるという話がでていた。全体として予算を縮小せざるを得ないということになれば仕方がないが、制度を変えたからといって、これまで市が直接確保している人件費とか光熱水費を、地域の運営にしたり、減らして出すことは考えていないと話をした。

(委員長)

その他なにかあるか。

(事務局)

フォーラムについては事務局で案を示させてもらう。

(委員長)

モデル地区に行きたい委員がいれば声かけしてほしい。